

議案第 3 号

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月14日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

公認心理師法（平成27年法律第68号）の施行を踏まえ、スクールカウンセラーに委嘱する者に公認心理師を加える等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

特になし

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月 日

沖縄県教育委員会
教育長 平 敷 昭 人

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令

スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨床心理」を「心理」に改める。

第4条第1項第3号中「臨床心理」を「心理」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会（）」を「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条に規定する者をいう。）

第4条第2項第1号中「心理臨床業務」を「心理に関する支援の業務」に改め、「相談業務」の次に「（次号及び第3号において「支援等業務」という。）」を加え、同項第2号及び第3号中「心理臨床業務又は児童生徒を対象とする相談業務」を「支援等業務」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

スクールカウンセラー等設置規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、国家資格である公認心理師を定めた公認心理師法（平成27年法律第68号、平成27年9月16日公布、平成29年9月15日全面施行）が施行され、平成30年9月に第1回公認心理師試験が行われた。
- (2) 同法の施行を踏まえ、スクールカウンセラーを委嘱する者に公認心理師を加える等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) スクールカウンセラーを委嘱する者に、公認心理師を加える。（第4条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第1条及び第4条関係）
- (3) この訓令は、平成31年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

特になし

5 関係各課との調整状況

県立学校教育課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

スクールカウンセラー等設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第6号）新旧対照表	
改正案	現行
(設置)	(設置)
第1条 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所及び県立学校教育課、教育事務所及び県立学校に児童生徒の心理に関する高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「カウンセラー等」という。）を設置する。	第1条 児童生徒の不登校及びいじめその他の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、教育事務所及び県立学校教育課、教育事務所及び県立学校に児童生徒の臨床心理に関する高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「カウンセラー等」という。）を設置する。
第2条・第3条 (略)	第2条・第3条 (略)
(委嘱)	(委嘱)
第4条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。	第4条 スクールカウンセラーは、次の各号のいずれかに該当する者（うちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。）が委嘱する。
(1) 公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条に規定する者をいう。）	(1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士
(2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士	(2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会（平成2年8月1日に財団法人日本臨床心理士資格認定協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する臨床心理士
(3) 精神科医	(3) 精神科医
(4) 児童生徒の心理に関する高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者	(4) 児童生徒の心理に関する高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にある者
2 スクールカウンセラーに準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者（うちから、教育委員会が委嘱する。）	2 スクールカウンセラーに準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者（うちから、教育委員会が委嘱する。）
(1) 学校教育法の規定に基づく大学院修士課程を修了した者で、心理に関する支援の業務又は児童生徒を対象とする相談業務（次号及び第3号において「支援等業務」という。）について、1年以上の経験を有する者	(1) 学校教育法の規定に基づく大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務（次号及び第3号において「支援等業務」という。）について、1年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法の規定に基づく大学を卒業した者で、 <u>支援等業務</u> について、5年以上的経験を有する者	(2) 学校教育法の規定に基づく大学を卒業した者で、 <u>心理臨床業務</u> 又は <u>児童生徒を対象とする相談業務</u> について、5年以上の経験を有する者
(3) 医師で、 <u>支援等業務</u> の経験を有する者	(3) 医師で、 <u>心理臨床業務</u> 又は <u>児童生徒を対象とする相談業務</u> について、1年以上の経験を有する者
第5条～第10条 (略)	第5条～第10条 (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。